

序論

著者	小林 昌之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	189
雑誌名	アジア諸国の市場経済化と企業法
ページ	3-12
発行年	2000
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014150

序 論

1980年代後半以降、国内市場を対外的・対内的に開放するという政策が、自主的に採用される場合であれ、外部からの要求を受け入れる場合であれ、途上国の開発過程において顕著に指向、実施されてきた。社会主義国においては計画経済体制から市場経済体制への移行がみられ、これら移行経済国における法改革は、市場経済の取引活動を支える基本的枠組みの確立から行う必要があった。その一方で、市場経済体制をとっている途上国においても、グローバリゼーションで要求されている市場の自由化に対応するために、経済に対する長年の強い政府介入を改め、市場原則を重視する姿勢が求められた⁽¹⁾。すでに市場経済の法的基礎を有していた途上国の法改革は、既存の法制度の改編や再設計を意味していた。これら諸国における市場経済化の促進は、政府許認可の撤廃などの規制緩和、既存の法律の改正および新法制定によって行われた⁽²⁾。

経済発展に向けた方策および法改革の方向性は、当該国の発展段階や経済状況などの内的要因または国際機関や援助国の圧力などの外的要因による影響を受けてきた。従来の経済発展戦略を改め、市場経済をいっそう重視する経済政策に変更したほとんどの国はその直前に深刻な財政問題をかかえ、経済的危機に陥っていた⁽³⁾。経済が疲弊化し危機的状況になれば、既存の経済・政治システムを否定する圧力が醸造される⁽⁴⁾。経済の再建は、実際には外資を呼び込むために対外開放が進められるか、国際機関の援助を受け入れ、コンディショナリティーに基づいた新古典主義的な改革がとられることになる。アジア通貨危機を契機とした法改革はその一例である。

機能していないことが経済自由化の歩みを脅かしているとしている。規制緩和は既存の法律の改正だけでなく、さまざまな経済セクターの開放とそれに付随する新しい立法を必要とし、多面的な市場経済に要求される新しい規制の枠組みが必要であり、実定法の改革を伴う法制度全体の改革が要求されているとする¹⁰⁰。

3. 本書の概要

さて、本書は開発において市場経済システムの整備が重視されるなか、アジア諸国が市場システムの導入または維持のために実際に整備してきた市場参加および取引活動にかかわる法制度の基本的枠組みを明らかにしたものである。対象国は、韓国、中国、ベトナム、タイ、フィリピン、インドであり、ラテンアメリカとの比較としてメキシコを取り上げている。これら諸国を対象に、市場経済化と企業活動にかかわる法体系の形成ならびに会社法、破産法、独禁法など個別法分野に関する法的諸問題を分析している。

4. 市場経済化の方向

本書の対象国はいずれも市場経済システムの導入・維持を促進する方向では一致をみるが、各国の市場経済化の焦点は経済体制または経済発展段階の相違によって若干の違いがみられた。社会主義国である中国、ベトナムの市場経済化は計画経済体制から市場経済体制への転換または移行を意味するものであり、法改革は上部構造を含め社会全体に及ぶ。中国では1978年から「改革・開放」政策が進められてきたが、92年には経済体制改革の目標が「社会主義」市場経済体制の確立に設定され、市場経済の運営に必要な包括的な法的枠組みの確立に向けた法整備が進められている。特に貿易・投資など一部の分野については、経済のグローバリゼーションにともない国際的な慣行との調和が意識されている。また、従来の所有制別の立法を整理し、統

一した法体系確立への努力がみられる。ベトナムでは86年から「ドイモイ」政策が進められ、92年憲法では市場経済化の基本的枠組みが規定され、国家の強力な管理下で「社会主義を志向する」市場経済メカニズムが模索されている。

韓国、タイ、フィリピンはもともと自由化基調の流れにはあったが、通貨・経済危機を契機としてIMFや世銀のコンディショナリティーの影響を受け、いっそうの経済自由化が求められている。韓国の経済自由化は1980年代前半以降、政府主導から民間主導の経済への移行という形で進み、法的枠組みもそれに対応して改編されてきた。また、タイも90年代前半から経済自由化および対外進出を視野に入れた立法ならびに社会的公正の確保や経済システムの弊害の除去を目的とした立法を行ってきた。いずれも97年の通貨危機でIMFの要求を受け入れ、経済自由化が徹底された。特にタイでは「経済再建11法案」をとおして、(1)債務処理・倒産処理の円滑化、(2)外資規制緩和・不動産セクター再建の円滑化、(3)国有企業の改革、(4)社会保障整備のための法改革が実施された。フィリピンも政府機能を縮小し、対外的には規制緩和・自由化政策を進めてきたが、その一方で国内的には保護・支援政策がとられ、両者が並列している。

インドおよびメキシコでは、国家主導・公共部門重視の政策から市場経済重視へと大きく政策の転換がはかられ、経済自由化または新自由主義の名の下で法改革が行われている。インドは、1991年にIMFの経済安定化プログラムと世銀の構造調整プログラムに沿う形でほぼ全面的に経済自由化政策を遂行するようになった。特に、参入規制、独占・寡占規制、輸出入規制の改革が顕著である。メキシコは、政府主導型から民間主導型へ移行すると同時に混合経済から市場経済へと移行し、市場経済原理・自由貿易・規制撤廃・民営化を柱とする「新自由主義」の下で法改革を実施している⁽¹⁾。

5. 市場経済化促進の背景

経済発展に向けた方策および法改革の方向性は、当該国の発展段階や経済状況などの内的要因および国際的な政治・経済状況や国際機関の要求などの外的要因によって影響を受けてきた。社会主義国である中国とベトナムでは、(1)国有企業の非効率的体質により経済が疲弊し、伝統的経済システムの根本的変革を迫られたこと、(2)ソ連・東欧の社会主義体制が崩壊し、共産党の生き残りには経済成長が不可欠だと認識したことなどが共通の背景にある。また、中国では貿易や外資導入などの対外経済関係が好調であったことが改革・開放推進に作用し、ベトナムはそうした中国の経済改革の成果およびASEANの動向を注意深く観察しながら自由化と法改革を進めてきた。さらに、ベトナムの場合はより直接的に国際機関や援助国からの市場経済化要求に基づいた法整備が行われている。

韓国およびタイにおいては、1980年代の順調な経済成長が経済自由化の基調を作り出していた。特に、韓国ではウォン安、原油安、金利安によって国際収支が黒字に転換し、経済が好調であったことが経済自由化に向けた法改革に有利に働いた。ただし、97年の通貨危機以降は、両国とも徹底した経済自由化を掲げるIMFの指導に基づいて法改革が行われてきた。フィリピンにおいても80年代の累積債務問題を契機として、IMF・世銀による指導の下で民営化、対外自由化が進められてきた。

インドは、統制・保護体制の矛盾が深刻化し、財政赤字が増大するなか、1991年の石油価格急騰の影響で経済危機に陥り、その解決のためにIMF・世銀のコンディショナリティーを受け入れたことが、経済自由化政策導入の契機となっている。メキシコも、80年代の深刻な財政赤字とインフレが経済危機をまねき、89年に金融危機を脱するためにプレイディ・プランの適用を受け入れたことが、新自由主義路線に沿った法改革の推進につながっている。また、北米自由貿易協定(NAFTA)締結以後は、その圧力の下で自由化が

進められている。

6. 各章の紹介

第1章の本城論文は「韓国の経済自由化と企業活動法の対応」について論じる。韓国では1980年代に入って、それまでの政府主導の産業育成政策の矛盾が認識され、経済自由化へと政策を転換していった。80年代半ばの国際収支の黒字転換により、経済自由化を促進する環境が整い、経済自由化に対応した法的枠組みが形成された。その後も、規制緩和や資本自由化が進められるが、97年の通貨危機を契機としたIMFの介入は経済自由化を徹底させるために法的枠組みの改編をも要求した。韓国では、経済自由化に対応して法制度の整備が進められたが、政策当局は法律を政策実現の手段として便宜的にとらえ、頻繁に法律を改廃しており、法的安定性の確保が課題となっている。

第2章の小林論文は「中国の社会主義市場経済化と企業法の対応」について論じる。中国は1992年に経済体制改革の目標を「社会主義市場経済」体制の確立に設定し、計画経済体制から市場経済体制へと大きく転換することとなった。市場経済化への胎動は78年の改革・開放路線の決定に端を発するが、中国の経済体制改革は「計画」と「市場」の関係をめぐって揺れ動きながら、ようやく一つの方向に収斂されることになった。経済体制改革のモデルが明確になったことで法整備の方向も定まり、社会主義市場経済体制の運営に必要な法的枠組みの確立に向けて立法作業が進められている。市場経済体制への転換に向けた法改革は、過去の計画経済体制の法制度に対する修正にとどまらず、それを徹底的に否定した上で成り立つものであるが、実際の立法では社会主義的な側面が多く維持されている。また、会社法、対外貿易法、契約法など一連の新法制定は所有制による区別を解消し、統一した法体系を企図しているが、「社会主義」市場経済はなお公有制を主としていることに注意を要する。

第3章の石田論文は「ベトナムの市場経済化と企業法」について論じる。ベトナムは1986年の「ドイモイ」政策により、市場経済化に向けた経済体制への転換を開始した。ベトナムの市場経済化は、既存の政治体制、すなわち共産党の生き残りを前提として、強力な国家管理の下で、社会主義を指向する市場経済メカニズムの道を模索してきた。憲法は、国家は「国家経済を法、計画および政策」によって「統一的に管理する」とし、経済管理における国家の役割を規定している。経済関係の法律は、党の指導、憲法に規定された国家管理、国家セクターの優先などの条件を前提とした上で、先進諸国の多様な経済法を取り込む立法で立案・制定されてきた。モデルとなる先進諸国の法律が、自由な経済活動を前提とするのに対して、ベトナムの法律は国家のマクロ・ミクロ両面からの管理・規制の下での経済活動の自由にとどまる。

第4章の今泉論文は「タイの市場化と立法の動向」について論じる。タイの経済自由化は1980年代の順調な経済成長および国際的な圧力のなかで進展していった。企業法制の基本的枠組みは70年代に形成されたものであるが、90年代前半から新たな段階をむかえ、法改革が開始された。特に国民の権利意識が高まるなかで、社会的公正の確保や経済システムの弊害の除去を目的とした新法が制定された一方、他方においては経済自由化および対外進出を視野に入れた法律が制定されていった。97年にタイから端を発した通貨危機に際しては、IMFのコンディショナリティーを受け入れ、90年代後半にはその要求に基づいて「経済再建11法案」が制定された。その後は、通貨危機後の緊急措置的な立法の段階から、市場化を基調に、中長期的な経済構造改革を視野に入れた立法が行われつつある。

第5章の杉浦論文は「フィリピンの「市場経済化」における企業法とナショナリズム」について論じる。1980年代後半からの経済自由化の大きな方向は、累積債務問題解決のためにIMFと世銀が介入してきた時から決していた。それは、財政健全化、民営化とともに対外開放の形で進められた。しかし、フィリピン政府がとってきた政策は、必ずしも自由化の方向にはなく、法整備の状況を仔細に検討すれば、自由化路線にそぐわない保護、支援、優

遇措置および外資コントロール施策を数多く見出すことができる。その根底には国内資本による経済支配の強化というナショナリズムが働いている。このことは90年代後半に判決が下った最高裁の「マニラ・ホテル民営化事件」と「川下石油産業規制廃止法事件」の二つの違憲立法審査事件からも読みとることができる。

第6章の佐藤論文は「インドの経済自由化と企業関連法」について論じる。1991年前半の経済危機を克服するために、インドはIMFの経済安定化プログラムと世銀の構造調整プログラムに沿う形で、ほぼ全面的に経済自由化政策を遂行する。これにより政策は公共部門主導の輸入代替工業化戦略から市場経済重視へと抜本的に変更された。特に、参入規制、独占・寡占規制、輸出入規制の改革が顕著であった。しかし、法的側面をみた場合、政策が変更されたにもかかわらず、以前からある法律が存在しまたは法改正が行われたもののその基本的枠組みが変更されていない例が存在する。これらの法律は政策を形成する際に委任立法という形で大きな柔軟性をもたせていたので、新しい政策が法律の基本的な構想に反していた場合でも、新政策実施のために利用可能であったからである。

補論の石井論文は「メキシコにおける市場経済化と企業活動法の対応」について論じる。メキシコを含むラテンアメリカの場合、市場経済原理、自由貿易、規制撤廃、民営化を一本にした概念である「新自由主義」という用語が一般化している。メキシコは経済危機をきっかけに混合経済から市場経済へ移行し、1989年以降、プレイディ・プランの適用を受け、また北米自由貿易協定（NAFTA）を締結するなど新自由主義路線を歩んできた。土地や資源に対するナショナリズムは強いが、NAFTAの圧力の下、国境地帯における外国人の不動産取得、金融分野への外資開放、一部業種の外資出資制限の緩和など新自由主義路線に沿った法改正が行われている。ただし、企業活動にかかわる法改正は、民法典、商法典の変化によらず、もっぱら憲法、外資法、特別法が事態の変化に対応している。

- 注(1) Barry Metzger, "Emerging Trends and Issues in Legal and Judicial Reform in Asia-Perspectives and Programming at the Asian Development Bank," in *Law and Development: Seminar Proceedings*, Philippines: 1997, p.8.
- (2) *Ibid.*, p.9.
- (3) Katharina Pistor and Philip A. Wellons (eds.), *The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960-1995*, Oxford University Press, Hong Kong: 1999, pp.10-11.
- (4) 小池洋一・西島章次編『市場と政府——ラテンアメリカの新たな開発枠組み』アジア経済研究所, 1997年, 8ページ。
- (5) Alan S. Gutterman and Robert Brown (eds.), *Commercial Laws of East Asia*, Sweet & Maxwell Asia, Hong Kong/Singapore: 1997, p.18.
- (6) ADB, *Law and Development at the Asian Developing Bank*, 1998 Edition, pp.iv-v.
- (7) *Ibid.*, p.ii.
- (8) *Ibid.*, p.21.
- (9) *Ibid.*, p.25.
- (10) *Ibid.*, p.26.
- (11) 1990年代に入り, ラテンアメリカではほぼ全域で, 新自由主義思想に基づいて, 国家主導型の経済体制から市場システム重視の経済体制へと移行した(小池ほか『市場と政府……』81ページ)。